

お知らせ＜伝染病＞

保護者様

マリヤ保育園

お子さまが伝染性の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。
ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。登園停止の期間については、症状により医師に伝染のおそれがないと認められた時は、この限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症後5日かつ、解熱した後3日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが確認できたあと5日をすぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	アデノウイルス感染症 咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	流行性角結膜炎（はやりめ）	伝染の恐れがないと認められるまで
9	結核	伝染のおそれがないと認められるまで
10	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療後、1日をすぎ全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	感染性胃腸炎	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
17	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり、全身状態がよいこと
18	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
19	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで

*登園するときにお持ち下さい。

----- キ リ ト リ セ ン -----

証 明 書

園 長 殿

組 氏名

病 名

月 日から登園してもよいことを証明いたします

令和 年 月 日 医師